

## 5. 介護予防ケアマネジメントの類型とプロセス

介護予防ケアマネジメントのプロセスについては、以下の4パターンに分けて行う。

従来のケアマネジメントのプロセスに沿って、利用者の状態等に応じて実施する。

### ① ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント）のプロセス

健康向上通所型サービス 自立援助訪問型サービス	アセスメント ↓ 介護予防支援計画書作成 <b>設定期間：最大24か月とする。</b> ↓ サービス担当者会議 認定更新後、状態の安定が見込まれる場合は、担当者会議の合意をもって、認定の有効期間（最大24か月）まで延長が可能、その場合、 <b>12か月ごとに評価を実施すること。</b> ↓ 利用者への説明・同意 ↓ ケアプランの確定・交付【利用者・サービス提供者へ】 ↓ サービス利用 →モニタリング 【3か月に1回自宅訪問】
----------------------------	--

### ② ケアマネジメントA'（簡略化した介護予防ケアマネジメント）のプロセス

短期集中訪問型サービス 短期集中通所型サービス	アセスメント ↓ 介護予防ケアマネジメントシートにて原案作成 <b>設定期間：3か月（プランの設定期間）</b> ↓（サービス担当者会議：必要時） ↓ *担当者会議を省略したケアプランの作成 利用者への説明・同意 ↓ ケアプランの確定・交付【利用者・サービス提供者へ】 ↓ サービス利用開始 →モニタリング <b>【終了月に自宅又は事業所訪問】</b>
----------------------------	---

### ③ ケアマネジメントB（簡略化した介護予防ケアマネジメント）のプロセス

健康維持通所型サービス 家事援助訪問型サービス	アセスメント ↓ 介護予防ケアマネジメントシートにて原案作成 <b>設定期間：最大24か月とする。</b> ↓（サービス担当者会議：必要時） 利用者への説明・同意 ↓ ケアプランの確定・交付【利用者・サービス提供者へ】 ↓ サービス利用 →モニタリング <b>【6か月に1回自宅訪問 + 面接等】</b>
----------------------------	--

### ④ ケアマネジメントC（初回のみの介護予防ケアマネジメント）のプロセス

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネジメントの結果、配食などのその他の生活支援サービスの利用につなげる場合</li> <li>・一般介護予防事業につなげる場合</li> <li>・高齢者住宅改修補助事業のみ利用する場合</li> </ul>	アセスメント ↓ <b>介護予防ケアマネジメントシート</b> にて原案作成 ↓ 利用者への説明・同意／介護予防手帳（別冊参照）の活用 ↓ 利用するサービス提供者等への説明・送付 ↓ サービス利用
--	--